

物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 2万円を支給します！

1. 申請は必要ですか？

こちらの書類が届いた方は、**申請は不要**です。

受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合は、区HPから必要書類をダウンロードし、**令和8年2月27日まで**に子育て推進課手当・医療係または各出張所の窓口にお持ちいただくか、郵送でご提出ください。ポータルサイトからも提出ができます。

千代田区

①受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、必要書類をご提出ください。**(2/27まで)**

②児童手当受給口座等へ振り込みます。(3/19予定)

子育て世帯



2. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童手当の対象児童

3. だれがもらえるの？【支給対象者】

- ・令和7年9月分の児童手当を区から受給していた方（転出済みの方含む）
- ・9月以降の出生等により新たに児童手当を受給している方

4. いくらもらえるの？ 課税の対象になるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**（1回限り）です。本手当は非課税です。

5. いつもらえるの？【支給時期】

令和8年3月19日（予定）に、原則、児童手当受給口座に振り込みます。

口座の変更を希望された場合は、届出書により届け出た口座に振り込みます。

注) 口座の解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年8月31日までに必ず必要書類を子育て推進課手当・医療係または各出張所窓口へ持参するか、郵送またはポータルサイトからご提出ください。ポータルサイトの申請はこちらから→



“手続き”に関する問い合わせ先・書類の提出先

千代田区教育委員会事務局子ども部子育て推進課手当・医療係
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話：03-5211-4230（平日8:30～17:00） 詳細はHPをご確認ください→



“制度”に関する問い合わせ先

こども家庭庁 コールセンター 電話：0120-252-071（平日9:00～18:00）